

部活動全体計画について

令和5年4月
仙台市立高森中学校

1 本校の部活動について

本計画は本校の部活動全体（運動部活動・文化部活動の双方）について包括的に定めるものである。本校学校教育目標の実現のために、部活動を通して心身共に健康で、たくましい生徒の育成に努める。

【学校教育目標】

未来へ向かってたくましく伸びていく
徳・体・知の調和のとれた
人間性豊かな生徒の育成を目指す

- (1) 学校教育目標実現のために、部活動を通して、本校生徒の豊かな心、健やかな体、確かな学力のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てることを目指す。
- (2) 学年の枠を超えた集団活動を通して、生徒に創意・工夫のある計画的・継続的な活動を実施させる。
- (3) 豊かな情操を培いながら、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、自主的で実践的な態度を育てる。
- (4) 互いに協調しながら、心身の安全に努め、ルールを守って活動させる。
- (5) 部活動を通して、バランスのとれた心身の成長を遂げ、充実した学校生活を送ると共に生涯にわたって心身の健康を保持増進しようとする態度を育てる。

2 運営について

- (1) 令和5年度 部活動規定に則して、学校生活上の部活動の位置付け、活動時間、顧問を定め、部活動の運営を進める。
- (2) 本校の運動部活動方針の詳細については、仙台市運動部活動方針（H30.10.30 発出）に則り別途定める。
- (3) 本校の文化部活動方針の詳細については、仙台市文化部活動方針（R2.4.10 発出）に則り別途定める。
- (4) 新型コロナウイルス感染症防止対策を踏まえ、部活動の運営を随時検討し、進める。

運動部活動に係る活動方針

令和5年4月
仙台市立高森中学校

1 本校の運動部活動が目指すもの

【学校教育目標】

未来へ向かってたくましく伸びていく
徳・体・知の調和のとれた
人間性豊かな生徒の育成を目指す

- (1) 学校教育目標実現のために、部活動を通して、本校生徒の豊かな心、健やかな体、確かな学力のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 運動部活動を通して、本校生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。
- (3) 運動部活動を通して、本校生徒の豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、本校生徒がバランスのとれた心身の成長を遂げ、充実した学校生活を送ること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ①運動部顧問は、年間活動計画を作成する。
- ②運動部顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会日程等を明示する。
- ③運動部顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

- ・上記（1）（2）の活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月〔複数月〕の活動計画の作成

- ・運動部顧問は、毎月〔複数月〕の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。

(4) 毎月〔複数月〕の活動計画の通知

- ・運動部顧問は、上記（3）毎月〔複数月〕の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

- ・運動部顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する運動部

- ①令和5年度は下記の運動部を設置することとする。
- ②運動部顧問、外部指導者、部活動指導員については令和3年度部活動規定を参照。

種目	男子	女子	種目	男子	女子
陸上競技	○	○	新体操		○
バスケットボール	○	○	バレーボール		○
サッカー	○	○	ソフトボール		○
野球	○	○	卓球	○	
ソフトテニス	○	○			

※ 水泳、剣道、スキーについては、希望する生徒の中総体出場の機会を保障する。

(2) 保護者への説明

- ①運動部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。
- ②運動部顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 * 休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上以上の休養日进行ける。
※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。
※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

(2) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とする。

(4) 長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。

(5) 朝練習の制限

- ①同一の運動部が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。
- ②施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよいが、生徒の健康には十分配慮して実施する。

(6) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ・年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。

※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- ・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会等の検討

(1) 参加する大会等の精選

- ①運動部顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、本校として参加する大会等を精選するよう努める。
- ②運動部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。

(2) 参加する大会や校外で行う練習試合等への移動手段

- ・本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。
※公共交通機関の利用が困難な場合には、業者に依頼することを検討する。
※業者に依頼することも困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求める。

7 その他

- ・新型コロナウイルス感染症対策により、部活動時間については、随時検討し、校長判断により設定する。

文化部活動に係る活動方針

令和5年4月
仙台市立高森中学校

1 本校の文化部活動が目指すもの

【学校教育目標】

未来へ向かってたくましく伸びていく
徳・体・知の調和のとれた
人間性豊かな生徒の育成を目指す

- (1) 学校教育目標実現のために、部活動を通して、本校生徒の豊かな心、健やかな体、確かな学力のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 文化部活動を通して、本校生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、豊かな心や創造性の涵養に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を実現させること。
- (3) 文化部活動が本校生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的でかつ効率的・効果的に運営されること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ①文化部顧問は、年間活動計画を作成する。
- ②文化部顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定コンクール・コンテスト日程等を明示する。
- ③文化部顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

- ・上記（1）（2）の活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月〔複数月〕の活動計画の作成

- ・文化部顧問は、毎月〔複数月〕の活動計画（活動日、休養日及び参加予定コンクール・コンテスト日程等）を作成する。

(4) 毎月〔複数月〕の活動計画の通知

- ・文化部顧問は、上記（3）毎月〔複数月〕の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

- ・文化部顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及びコンクール・コンテスト参加日時等）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する文化部

- ①令和5年度は下記の運動部を設置することとする。
- ②文化部顧問、外部指導者、部活動指導員については令和5年度部活動規定を参照。

種目	男子	女子
吹奏楽	○	○
総合文化	○	○

(2) 保護者への説明

- ①文化部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加するコンクール・コンテスト等について理解と協力を得る。
- ②文化部顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 *休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上休養日を設ける。
※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②土曜日及び日曜日にコンクール・コンテスト参加等で活動した場合は、原則として、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。
※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

(2) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とする。

(4) 長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。

(5) 朝練習の制限

- ①同一の文化部が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。
- ②施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよいが、生徒の健康には十分配慮して実施する。

(6) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ・年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。

※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- ・障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活について配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加するコンクール・コンテスト等の検討

(1) 参加するコンクール・コンテスト等の精選

①文化部長顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して、本校として参加するコンクール・コンテスト等や地域からの要請による行事・催し等への参加を精選するよう努める。

②文化部長顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して計画するよう努める。

(2) 参加するコンクール・コンテスト等への移動手段

- ・本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。

※公共交通機関の利用が困難な場合には、業者に依頼することを検討する。

※業者に依頼することも困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求める。

7 その他

- ・新型コロナウイルス感染症対策により、部活動時間については、随時検討し、校長判断により設定する。